

長野県地方税滞納整理機構人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成23年3月28日

長野県地方税滞納整理機構条例第17号

改正 平成30年8月21日条例第1号

令和2年2月6日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定により、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年8月末までに、広域連合長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任免及び職員数に関する状況

(2) 職員の給与の状況

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況

(5) 職員のサービスの状況

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

(8) その他広域連合長が必要と認める事項

(9) 職員の研修の状況

(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況

(11) その他広域連合長が必要と認める事項

(公平委員会の事務に関する報告の徴収)

第4条 広域連合長は、毎年8月末日までを報告の期限として、法第7条第4項の規定により公平委員会の事務を委託した長野県人事委員会に対し、前年度における業務の状況の報告を求めなければならない。

2 前項の規定により報告を求めなければならない事項は、職員に係る次に掲げる事項とする。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(公表の時期)

第5条 広域連合長は、第2条及び前条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第6条 前条の規定による公表は、条例の公布の例により行うものとする。

(補則)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年8月21日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年2月6日条例第6号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。